

## 公益財団法人肥後奨学会令和5年度事業報告書

### I) 有斐学舎の運営

#### (1) 入舎生の状況

- ・ 令和5年4月の新入舎生は14名。定数86名に対し、総勢54名でスタートした。令和5年度中10名が退舎し、令和6年3月に晴れて卒業退舎が15名で、令和5年3月末の舎生の数は29名であった。
- ・ 令和6年4月に新たに12名が入舎したため現在41名である。
- ・ 令和6年4月の在舎生について

現在の名簿 (別紙、出身高校別、在大学別参照)

- ・ 卒舎学生について

別紙参照

#### (2) 有斐学舎の運営

- ・ 学舎運営の財源は、舎生の舎費収入と熊本県からの補助金である。舎生からの舎費は、口座振替サービス導入で収入確保に努めた。運営に関しましては火災の影響で移転先の契約費や仲介手数料、整備費用がかかっているが、8900万円弱の保険金が入り令和5年度は正味財産期末残高が昨年より6300万円弱増加している。令和6年4月より舎費の値上げ(15%)を実施する。基本財産3億円に特定資産1億2300万円を加えた合計4億2300万円を基金としている。運用に関しては、日米とも株価が乱高下しており、暫く様子見を余儀なくされている。今後、時期を見て再度、基金運用委員会を再開するなどした上で、慎重の上にも慎重な姿勢を崩さず検討して行きたい。

#### (3) 有斐学舎の建物管理について

- ・ 舎生が勉学に集中できる為の環境整備の一環として、ユーティリティ改善に努めた。建物の老朽化に伴い、トイレなどの故障が相次ぎ、修繕費が増加している。
- ・ 防災意識を高めるため、防火責任者(寮母)を決めたほか、自治会の消防訓練にも参加した。

#### (4) 火災から移転するまでの状況等について

- ・ 12月17日の火災で建物の3階部分を中心に甚大な損傷を受ける事態となり、原状回復のための修理も含めて検討したが、多大な費用と時間を要する見込みであり、いずれは老朽化による取り壊しは避けられないことから、早期に代替物件に移転することが舎生の安全や生活の質の向上に資するものと判断し、2月4日の臨時理事会、臨時評議会で一橋学園寮への移転が承認された。
- ・ 2月4日に塚本理事長から辞任の申し出があり、2月17日の臨時理事会で代表理事の選任が行われ、前理事長の渡邊博太郎氏の就任が決まった。
- ・ 3月2日の理事会、評議員会では有斐学舎売却、主たる事務所の定款変更、一橋学園寮の賃貸借契約の締結、一橋学園寮移転にかかる費用についての件が承認された。

(5) 役員会の開催

- ・事業報告書案と決算案を審議する理事会は5月27日（土）、定時評議員会を6月11日（日）に開催した。令和6年度の事業計画書案及び収支予算案を決める春の評議員会と理事会は、3月2日（土）に、これまで通り同日に合同会議で開催した。但し、両会議における議決は、個別に別々に行った。その他の役員会は下記の通り。

①理事会

開催月日	会議事項	会議の結果
令和5年5月27日	(1) 令和4年度事業報告書案及び決算報告案について	(1)(2)(3) 事務局案を可決
	(2) 定時評議員会の開催について	
	(3) 理事の推薦について	
	(報告事項) 寮内の各部屋の改修についての取り組みについて	(報告事項) 事務局案を説明
令和5年8月20日	(1) 臨時評議員会の開催について	(1)(2) 事務局案を可決
	(2) 令和6年4月からの舎費の改訂について	
	(報告事項) 食事代の値上げについて	(報告事項) 事務局案を説明
令和6年2月4日	(1) 臨時評議員会の開催について	(1)(2) 事務局案を可決
	(2) 有斐学舎の移転等について	
	(報告事項) 非常勤職員委嘱について	(報告事項) 事務局案を説明
令和6年2月17日	(1) 理事長の選任について	(1)(2)(3) 事務局案を可決
	(2) 理事長の所信表明	
	(3) 舎生長谷川航陽の人身被害にかかる示談及び同人を含む舎生の物的被害の処理に関し伊藤秀一弁護士に対し委任する件について	
	(報告事項) 埼玉県へ変更認定申請を提出する件について	(報告事項) 事務局案を説明

令和6年3月2日	(1) 議員会の開催について	(1)(2)(3)(4)(5) (6) 事務局案を可決
	(2) 令和6年度の事業計画書案及び収支予算書案について	
	(3) 有斐学舎売却について	
	(4) 定款の変更について	
	(5) 一橋学園物件の賃貸借契約締結について	
	(6) 一橋学園寮移転にかかる費用について	

## ②評議員会

開催月日	会議事項	会議の結果
令和5年6月11日	(1) 令和4年度事業報告書案及び決算案について	(1)(2) 事務局案を可決
	(2) 理事の選任について	
	(報告事項) 寮内の各部屋の改修についての取り組みについて	(報告事項) 事務局案を説明
令和6年8月20日	(1) 令和6年度4月からの舎費の改訂について	(1) 事務局案を可決
	(報告事項) 食事代の値上げについて	(報告事項) 事務局案を説明
令和6年2月4日	(1) 有斐学舎の移転等について	(1) 事務局案を可決
	(報告事項) 非常勤職員委嘱について	(報告事項) 事務局案を説明
令和6年3月2日	(1) 令和6年度の事業計画書案及び収支予算書案について	(1)(2)(3)(4)(5) 事務局案を可決
	(2) 有斐学舎売却について	
	(3) 定款の変更について	
	(4) 一橋学園物件の賃貸借契約締結について	
	(5) 一橋学園寮移転にかかる費用について	

## ③運営委員会

- ・財団の適正かつ健全な運営のために、理事長及び在京役員等による運営委員会

会議を毎月一回開催し、以下のような検討を行った。  
 予算・決算原案等の検討  
 事業計画の進捗状況共有  
 その他

## II) 在舎学生の指導

- ・年間を通しての、在舎学生の指導については、火災の影響でかなりの制約を受けることとなった。(詳細は下表)
- ・毎月15日夜10時から開催する舎生総会を開催。しかし、特に成人式、予餞会などの同じ弁当を食しながらのイベントは中止を余儀なくされた。  
 学生自治会主催の有斐祭はスポーツイベントのみ実施した。
- ・就職活動などについても、自由に先輩・OBからアドバイスを得ることが困難だった。
- ・日刊紙3紙の購入を行ったが(日経新聞、朝日新聞、日刊スポーツ)9月より日経朝刊のみの購読とした。

### (1) 有斐学舎の行事

#### 令和4年度有斐学舎の行事

○入舎式 4月16日(日) 塚本理事長と三角理事が参加、新入舎生16名が参加。
○新入生歓迎旅行 5月27日(土) 豊洲でバーベキュー大会を実施。31人が参加した。
○大掃除(夏)+ビアガーデン 6月25日(日) 於:有斐学舎 午前中大掃除、日頃掃除できない共用スペースの掃除(風呂・トイレ・食堂・ベランダ・廊下・玄関・階段など)
○有斐祭 10月28日(土)、29日(日) 例年、3日間にわたって実施したが、2日間に短縮し、スポーツイベントをメインとした。 一日目 バasketボール 二日目 マラソン、ボウリング、フットサル
○大掃除(冬) 今年実施しなかった。
○成人式 火災のため中止。記念の2千円図書券は成人に達した学生全員に配布した。
○予餞会 毎年2月中旬の日曜日に実施してきたが、参加者が少なかった為見送った。
○QSL委員会 英会話や、劇鑑賞等を実施してきたが、全て自粛した。

### (2) 地域活動

#### 館町内会火災訓練

11月18日(土) 有斐学舎玄関で実施した。消防隊員4名、志木市防災課2名、参加者15名(舎生は1名)

実施内容は①消火器の使い方の体験②煙の避け方の体験③土嚢積み方の体験

### Ⅲ) 舎生の募集

#### (1) 募集要項などの配布

令和6年度の募集要項を作成し、熊本県県政情報文書課、熊本県東京事務所を始め、熊本県下高校や大学予備校に送付。関係者への配布をお願いした。

#### (2) 熊本県下高校などへ推薦依頼

熊本県下高校や大学予備校を訪問。校長先生や進路指導の先生などに、有斐学舎の募集ポスター・チラシを渡し、学生への掲示、推薦をお願いした。

#### (3) 熊本県県立・私立校長会へのお願い。

熊本県県政情報文書課の協力の下、熊本県立高校長会、私立高校長会で有斐学舎について説明して頂き、関係生徒への周知と推薦をお願いした。

#### (4) 各新聞、放送局等マスメディアへ依頼

熊本日新聞、読売新聞社に募集要項の掲載をお願いした。

#### (5) 各市町の広報誌にPR掲載

熊本市など県内の市町村の広報誌に、募集要項の内容を記事として掲載をお願いした。

#### (6) 新入舎生募集は、推薦入試やAO入試など入学試験のやり方が多様化している

現状に合わせ、面接の第1回を1月に実施し、第2回は3月中旬にどちらも熊本市で実施した。第3回は有斐学舎で3月27日(水)に予定したが該当者はなかった。

・令和6年1月20日(土) 於 熊本国際友好交流会館

男子5名 女子3名 面接8名

・令和5年3月12日(火) 於 熊本国際友好交流会館

男子2名 女子3名 面接5名

・令和6年3月27日(月) 於 有斐学舎

\*中止

新入学生は、現在合計12名(男子6名 女子6名)が入舎

### Ⅳ) 付属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する付属明細書は、事業内容を補足する重要な事項が無いため作成しない。

(注)

#### 第3項

「事業報告の付属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。」

以上